

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	(平成 29 年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>3 組織・運営 (2) 勤勉手当に係る成績率の一律適用</p> <p>管理職員以外に対して、一律に適用された成績率を基礎とした勤勉手当の支給が行われている現状は、「職員が発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない」という企業職員の給与の基本原則の趣旨に反したものと考えられる。</p> <p>企業職員の給与の基本原則の趣旨を踏まえた要領の見直しを行う。</p>	<p>「勤勉手当の成績率の運用に関する要領」を改正し、令和元年6月に支給する勤勉手当から、業績評価結果に応じた成績率を適用することとした。</p>	